政令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十五号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第百七条並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号の三、第十一条、第十七条、第二十四条第二項、第四十八条第二項、第六十八条、第百六十一条第一号、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十四条の三第二項第七号及び第四項第一号、同項において準用する同条第一項並びに第二百二十五条第一項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条の二―第五十一条の四」を「第五十一条―第五十一条の五」に、「配当所得」を「利子所得及び配当所得」に改める。

第二条の三第二項第二号中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「（次条において「投資信託約款等」という。）」を削る。

第二条の四中「投資信託約款等」を「投資信託約款」に改める。

第五十条の二を削る。

第五十一条の見出し中「公社債等の利子等」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に改め、同条第一号中「第五十一条の三までにおいて「公共法人等」を「第五十一条の四まで（公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出）において「公共法人等」に、「第五十一条の三までにおいて「公益信託等」を「第五十一条の四までにおいて「公益信託等」に、「法第十一条第一項に規定する公社債等（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第五十一条の三までにおいて同じ。）」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「次条第一項」を「第五十一条の三第一項（公社債等に係る有価証券の記録等）」に、「次条に」を「第五十一条の三に」に、「利子等の」を「収益の分配の」に改め、同条第二号中「公社債等に係る有価証券」を「貸付信託の受益権」に、「利子等」を「収益の分配」に、「次条第一項」を「第五十一条の三第一項」に改める。

第一編第二章第四節中第五十一条の四を第五十一条の五とし、第五十一条の三を第五十一条の四とする。

第五十一条の二第一項中「公社債等の利子等」を「同項に規定する公社債等（以下この条及び次条において「公社債等」という。）の利子等（同項に規定する利子等をいう。次条において同じ。）」に、「同条第一項」を「法第十一条第一項」に改め、同項第一号中「第五十条の二各号（公社債等の範囲）」を「前条各号」に改め、同項第二号中「第五十条の二第二号」を「前条第二号」に改め、同条を第五十一条の三とする。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（公社債等の範囲）

第五十一条の二　法第十一条第三項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定める受益権は、次に掲げる受益権とする。

一　貸付信託の受益権

二　公社債投資信託の受益権

三　公社債等運用投資信託の受益権

四　法第六条の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する社債的受益権

第五十五条第一項中「給与等の支払をする者」を「給与等支払者」に、「又は」を「若しくは」に改め、「届出書」の下に「又は法人税法施行令第十八条第一項若しくは第二項（納税地等の異動の届出）に規定する書面（次項において「開業等届出書」と総称する。）」を加え、同条第二項中「日を含む」の下に「。以下この項において「支払日」という」を、「各号に定める場所」の下に「（当該支払日以後に当該各号に規定する者（第四号にあつては、同号の法人課税信託の受託者である同号イからハまでに掲げる者とする。以下この項において「利子等支払者」という。）が国内において当該各号に定める場所を移転した場合には、当該利子等支払者が提出する開業等届出書に記載すべき当該利子等支払者の移転後の当該各号に定める場所」を加える。

第二編第一章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　利子所得及び配当所得

第五十八条を削る。

第五十九条第一項中「（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）」を削り、「配当所得」を「利子所得又は配当所得」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（配当所得の金額の計算上控除する負債の利子）

第五十九条　法第二十四条第二項（配当所得の金額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払う同項に規定する負債の利子の額を十二で除し、これにその年において当該負債により取得した元本を有していた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第百十九条（見出しを含む。）中「株式」の下に「又は公社債」を加える。

第二百八十条第二項中「又は第四項（株式等）を「若しくは第四項（一般株式等）に改め、「特例）」の下に「又は第三十七条の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」を加え、「同条第一項に規定する株式等」を「同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「同条第三項又は第四項各号」を「同法第三十七条の十第三項（第七号及び第八号に係る部分を除く。）若しくは第四項第一号から第三号まで又は第三十七条の十一第四項第一号及び第二号」に、「同条第二項に規定する株式等」を「同法第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）」に改める。

第三百三十六条第二項第一号中「この条」を「この条及び」に改め、「及び第三百三十九条の二（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）」を削り、「及び第三百三十九条の二において」を「において」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第二号及び第四号から第六号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第五項中「第八条第一項若しくは第二項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。

第三百三十九条第一項中「配当、償還金等」を「配当等」に改め、同条第七項中「第八条第一項若しくは第二項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。

第三百三十九条の二及び第三百三十九条の三を削る。